

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

令和 6 年度監査委員監査結果報告の提出について

(大阪港埠頭ターミナル株式会社)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

大阪港埠頭ターミナル株式会社

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

大阪港湾局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	指摘事項 1 指摘事項 2
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	指摘事項 3
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	指摘事項 6
(3) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	—
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(4) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項 4
(5) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	指摘事項 5

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織

及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 余剰資金の資金計画作成及び取締役会決議については是正を求めたもの

【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】

事業計画・予算に沿った長期的な資金繰りを整理し、各年度の余剰資金を把握するとともに、運用金額の上限や運用先の商品種類を事前に定めておくことで、より安全かつ効率的な資金運用が可能となる。そのため、団体の経理規程では、資金計画作成及び運用枠の設定が定められている。

しかし、団体の資金計画について状況を確認したところ、資金運用に関し、資金計画作成及び運用枠の設定をしていないとのことであった。

現状では、無計画に資金運用を行うことで、通常の資金繰りを圧迫するなど、不適切な運用が行われるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 団体は、事業計画・予算に沿った資金計画を作成し、取締役会の承認を得られたい。
2. 取締役会の承認を得た資金計画の範囲内で余剰資金を運用されたい。

2 有価証券の取得決議については是正を求めたもの

【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】

1億円以上の有価証券を取得する場合は、有価証券管理規程に沿って、取締役会決議を得て行う必要がある。しかし、団体は、金銭信託（額面5億円）を取得した際に、稟議書にて社長の決裁を得ているものの、取締役会決議を得ていなかった。

団体によると、金銭信託は、有価証券管理規程上、有価証券に分類しているが、預金と同様の性格を有するものと認識していたため、有価証券には該当せず、取得に際して取締役会決議が必要ないとの誤った理解をしていたとのことであった。

現状では、適切なガバナンスに基づく決議を得ることなく、不適切な運用が行われるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

団体は、有価証券の範囲を適切に理解し、1億円以上の有価証券を取得する場合は、取締役

会決議を得られたい。

3 PC管理について是正を求めたもの

【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】

団体が使用するPCの管理にあたっては、廃棄予定分を含め、保有する全てのPCについてその保管状況を把握すべきである。

しかし、団体のPC保管状況について確認したところ、現在使用しているPCについては、利用者とPCが紐づく形で一覧管理されているが、廃棄予定のPCの一部が一覧表から漏れていた。また、廃棄予定のPCの中には、「データが削除されているか確認できていないものがある。」とのことであった。

現状では、個人情報や機密情報などが漏洩することで法人のレピュテーション（社会的信用、評判、ブランド価値）を毀損するリスクや職員等がPC等の換金可能資産を横領するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

団体は、廃棄予定のPCを含め、保有している全てのPCを一覧表に明記し、PCの取得、運用、廃棄の各段階において適切に管理する仕組みを構築されたい。

4 セキュリティ管理について是正を求めたもの

【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】

団体は平成25年度出資団体監査において、財務会計システム等の利用にあたって、ID及びパスワードによる利用制限が行われていなかったため、パスワードの桁数等の基準の設定と定期的なパスワードの変更を行うよう指摘を受けていた。

しかし、前回監査の指摘事項に対する措置状況を確認したところ、過去に実施した監査による指摘により、財務会計システム等に対して、ID及びパスワード管理を行えるシステムを導入したものの、パスワードの桁数等の基準が設定されていなかった。

現状では、安易なパスワード設定により個人情報や機密情報などが不正利用されることで法人のレピュテーションを毀損するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項4]

団体は、国民のためのサイバーセキュリティサイト（総務省ホームページ）の「安全なパスワードの設定・管理」等を参考に、パスワードの設定条件を、桁数や英字、記号等を盛り込んだものとされたい。

5 役員報酬限度額の設定について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

株式会社では、取締役自身が自己の報酬を決定するにあたり、過大な報酬額とならないよう、会社法（平成 17 年法律第 86 号）において、取締役及び監査役の報酬限度額を株主総会で決議することが認められている。

しかし、団体の平成 20 年 6 月に定時株主総会で決議された報酬限度額は、現在の役員の実際支給額に比べてかなり高額に設定されていた。

現状では、取締役が自らの役員報酬を高額に設定するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5]

大阪港湾局は、取締役及び監査役の報酬限度額を実態に合わせた適正な額とするよう、株主として報酬限度額の改定を提案されたい。

6 団体株式の売却について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

大阪港湾局は、当該団体の株式売却を目指す方針を出し、平成 27 年に、主たる団体出資者数社と集中的に売却交渉を行った経緯がある。また、それ以降も団体出資者と継続的に株式売却に関する協議を続け、令和 2 年及び 3 年には現出資者以外の株式取得希望者とも協議を行った。

しかし、上記活動後も、団体株式の売却が進んでいない。

大阪港湾局によると、これは、当該団体が物資別専門埠頭のターミナルオペレーションを行う大阪埠頭倉庫株式会社、石炭等のエネルギー専門埠頭を運営する大阪北港埠頭株式会社、鉄鋼埠頭を運営する大阪港鉄鋼共営埠頭株式会社の 3 つの出資団体が合併した団体であり、現在もサイロ、バルク、鉄鋼の異なる 3 つの事業を行っていることから、株式売却に当たって全ての事業を引き受ける相手を見つけることが困難であることが原因とのことである。

現状では、大阪港湾局が自ら定めた方針に合致しない状況が続き、今後も監理コスト（監督・管理の行うための人件費など）が発生し続けることが懸念される。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項6]

大阪港湾局は、団体株式の売却が着実に進展するように具体的な戦略と計画を早期に策定し、株式売却に取り組まれない。

第7 その他

留意すべき事項

【大阪港湾局に対して】

団体において、近年、営業活動から生ずる損益が2期連続マイナスとなっている事業があること、役員報酬が大幅に増額されたこと、事業拡大のために取得した企業が取得直後に債務超過に陥っていること、団体の役員がその企業の役員を兼務し報酬を得られる構造となっていることなどが判明した。

これらは、いずれも本市の保有する団体株式の毀損につながる可能性があるものであり、団体の株式の半数以上を保有する大株主として、団体に対して必要な説明、報告を求めるとともに、適切な指導等を行うことが求められる。

所管所属である大阪港湾局は、市民の財産を預かっているという意識をもって、財産管理の観点から、早期に経営実態を把握した上で、適切な助言、指導を行うなど大株主としての役割を果たされたい。